

○財務省告示第四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年十二月十日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百二十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八										七										六										五															
最										払										発										募															
額										込										行										方															
低	行	争	非	者	特	国	入	価	額	行	争	非	者	特	国	入	価	額	行	争	非	者	特	国	入	価	額	入	法	入	決	定	の												
額	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行
面	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行
金	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行
千					万	二	万	三		千					千	額	千	額										込	募	各	当	も	各	価	一										
万					九	千	二	兆		万					万	面	万	面	み	限	国	て	の	申	格	国																			
円					千	九	千	二		円					円	金	円	金	の	度	債	る	か	込	争	債																			
					六	百	六	千								額			応	の	市	。°	ら	み	入	市																			
					百	三	百	五								で			募	額	場	。°	そ	の	札	場																			
					十	一	十	億								二	三		額	を	特	。°	の	ち	発	特																			
					億	八	千	九								千	兆		を	割	別	。°	応	募	行	別																			
					千	二	百	七								九	二		り	り	参	。°	募	額	「	参																			
					百	十	三	十三								百	六		当	当	加	。°	を	順	と	加																			
					十	三	十三	十三								三	十		て	て	者	。°	次	割	い	者																			
																億	五		る	る	ご	。°	割	り	う	・																			
																二	億		各	各	と	。°	り		。°	第																			
																	八		申	申	の	。°			。°	I																			
																			応	応	応	。°			。°	非																			

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十四年十二月十日
十二	発行価格競争	額面金額百円につき九十九円九
十三	償還金額	額面金額百円につき九十九円九
十四	元金支払額	日本銀行
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十四年十二月十日